

悪質な下水道管の点検・清掃業者に

危険

ご注意ください！

行わなくてもよい排水管清掃等を行おうとする訪問販売や電話での営業行為が最近多く発生しています。このような清掃等の営業行為を行う業者には、**十分ご注意ください。**

悪質な場合は、点検や清掃をして「詰りかけているので修理しなければならない」などと直さなくてもよい修理を行って、法外な修理料金を請求する様な場合もあります。

また、安いからと言って清掃を頼むと、清掃後にその他諸々の経費や修理費などを加算されて結果的に高額な金額を請求される場合もありますので、十分ご注意ください。

※ 富山県警から注意喚起の情報をいただきました。

【悪質な事例】

- ・簡単な点検や清掃を行っただけで「詰まりかけているので修理しなければならない」などと不要な工事を行ったり、法外に高額な修理料金を請求する場合や、清掃後にその他の諸々の経費や修理費などを加算されて結果的に高額な金額を請求される場合もあるとのことです。

【もし、そんな業者が来たら最寄りの警察署へ】

- ・名刺をもらってください。
- ・氏名を聞いて書き留めてください。
- ・会社名を確認してください。
- ・車のナンバーを確認し記録してください。

すぐに、最寄りの警察署へお知らせしてください。



【本当に 排水管の詰まりなどでお困りの場合】

- ・あなたと浄化槽の維持管理契約をしている

公益社団法人富山県浄化槽協会の[会員](#)にご相談ください。または

- ・あなたの市町村の指定工事店（業者）に直接ご相談ください。

指定工事店は市町村又は[富山県管工事業協同組合連合会](#)のホームページでご確認できます。

事例をお知らせください

全国の事例

「排水管を清掃しませんか？」ときょろきょろした怪しい業者が訪ねてきた。断ったら、隣の家には訪問に行った。

「寒くなって排水が詰る恐れがあるので敷地内の汚水ますを点検しませんか？」などといった電話による営業行為

「宅内を調査させてほしい。」、「点検しませんか？」などといった作業服を着た男性の訪問による営業行為。

「お宅の排水管を清掃しませんか？」などといった電話や訪問による清掃等の営業行為。

「明日〇〇さんの番なので清掃に入る。」「今キャンペーンで 500 円で清掃しませんか？」といった電話の営業行為。

具体例

- (1) 「下水道工事で騒音や臭いの迷惑をかけるので挨拶にきた。1 年に 1 回は清掃が必要だ。」
- (2) 「市に頼むと高いけど、私たちは格安で清掃します。」
- (3) 「汚水の柵(マス)は皆さんがみることができないので点検しませんか。」
- (4) 「近くで工事をするので、ついでにマンホール(私設柵?)の清掃をしないか。」
- (5) 立会で柵を開けて「ヘドロがたまって流れなくなっている。清掃が必要。今なら洗浄機を持参しているので洗浄しませんか。今やっておけば 10 年間は大丈夫。」といい、終わると手付金 1000 円を請求され、「あとから 20,000 円もらいに来ます。」
- (6) 「『排水管高圧洗浄格安作業』というチラシが入っていた。」
- (7) 「市の方で言われて来た。お宅の下水道管を清掃しないか？」
- (8) 「近くで下水道工事を行うので、お宅の排水を点検してもよいか？」といわれ、点検したら「若干詰まっているので清掃した方が良いので、通常なら 10 万円かかるが、3 万円で行うことができる。」
- (9) 「明日から下水道工事が入る。宅内の下水道管に苔(コケ)が生えていて清掃しないとイケない」
- (10) 電話で「(トイレ・流しなど)1 ヲ所 500 円で宅内の排水を清掃しないか？」

公益社団法人富山県浄化槽協会

当協会ホームページの会員情報から会員の住所、電話番号を調べることができます。